

平成25年度 全事務事業の自己点検

組織番号 **0604**

組織名 **福祉部児童相談所**

平成25年度組織の事業に係る経費総額【事業費(予算)+概算人件費】(千円)

総額 A+B	事業費A	概算人件費B		
878,069	556,269	321,800	36.0	17.0 0.0

※課長等の組織管理に係る経費は除く

番号	事務事業名	事務事業等の概要	事業区分	事業費 (千円)	概算人件費 (千円)	職員数(人)			実施状況 備考	自己点検(今後の方向性)		担当
						正職	非常勤	臨時		(5年後)	説明	
0604001	措置費支弁業務	児童福祉法に基づく扶助費の支払業務	11	452,463	7,900	1.0			1直営	6市(現 行通り)	法令に基づき 引き続き実施	児童相談所 管理係 025-230-7777
0604002	児童・保護者指導業務	児童福祉法に基づく措置による児童及び保護者に対する指導等業務	12		71,100	9.0			1直営	6市(現 行通り)	法令に基づき 引き続き実施	児童相談所 企画指導係 025-230-7777
0604003	里親業務	児童福祉法に基づく里親の認定・登録等業務	12		3,950	0.5			1直営	6市(現 行通り)	法令に基づき 引き続き実施	児童相談所 企画指導係 025-230-7777
0604004	地域支援業務	児童福祉法に基づき、区が行う児童家庭相談について、情報提供その他必要な援助を行うもの	12		3,950	0.5			1直営	6市(現 行通り)	法令に基づき 引き続き実施	児童相談所 企画指導係 025-230-7777
0604005	施設入所措置業務	児童福祉法に基づき、児童福祉施設への入所措置及び指定医療機関への委託措置を行うもの	12	58,590	3,950	0.5			1直営	6市(現 行通り)	法令に基づき 引き続き実施	児童相談所 企画指導係 025-230-7777
0604006	措置費用認定業務	児童福祉法に基づき、措置等に要する費用の扶養義務者等負担額認定を行うもの	12		3,950	0.5			1直営	6市(現 行通り)	法令に基づき 引き続き実施	児童相談所 企画指導係 025-230-7777
0604007	児童虐待への対応業務	児童福祉法及び児童虐待防止法の規定に基づき、虐待相談や通告に対応し、必要に応じて児童の一時保護等を行うもの	12		38,200	4.0	3.0		1直営	6市(現 行通り)	法令に基づき 引き続き実施	児童相談所 虐待対策係 025-230-7777
0604008	電話相談業務	18歳未満の子どもに関する、電話による各種の相談に対応するもの	12		4,400		2.0		1直営	6市(現 行通り)	法令に基づき 引き続き実施	児童相談所 相談判定係 025-230-7777
0604009	調査・社会的診断、心理的診断、医学的診断に関する業務	児童心理司等による診断・判定業務	12		39,500	5.0			1直営	6市(現 行通り)	法令に基づき 引き続き実施	児童相談所 相談判定係 025-230-7777
0604010	障がい児入所給付費支給決定業務	障害者自立支援法の規定により、障害児を対象とする児童福祉施設を利用する場合、「障害児入所給付費」が現物支給されるが、この給付費支給に係る審査等業務	10		7,900	1.0			1直営	6市(現 行通り)	法令に基づき 引き続き実施	児童相談所 相談判定係 025-230-7777

平成25年度 全事務事業の自己点検

組織番号 0604

組織名 福祉部児童相談所

平成25年度組織の事業に係る経費総額【事業費(予算)+概算人件費】(千円)

総額 A+B	事業費A	概算人件費B		
878,069	556,269	321,800	36.0	17.0 0.0

※課長等の組織管理に係る経費は除く

番号	事務事業名	事務事業等の概要	事業区分				事業費 (千円)	概算人件費			実施状況	自己点検(今後の方向性)		担当		
								職員数(人)	正職	非常勤		臨時	備考		(5年後)	説明
0604011	児童相談の統計に関する業務	児童福祉行政の実態を把握するための基礎資料として、児童虐待相談対応件数等を取りまとめ、国に報告するもの(福祉行政報告例)	05					15,800			2.0					
0604012	身体障害者手帳、補装具・自立支援医療(更生医療)の判定業務	身体障害者手帳、補装具・自立支援医療(更生医療)の給付に関する適否を判定するもの → 身体障がい者更生相談所兼務に係る業務	12				575	7,900	1.0			1直営	6市(現行通り)	法令に基づき引き続き実施	児童相談所 相談判定係 025-230-7777	
0604013	身体障害者相談援助業務	身体障害者福祉法に規定する相談援助業務 → 身体障がい者更生相談所兼務に係る業務	12				576	3,950	0.5			1直営	6市(現行通り)	法令に基づき引き続き実施	児童相談所 相談判定係 025-230-7777	
0604014	療育手帳の判定業務	療育手帳の交付可否を判定するもの → 知的障がい者更生相談所兼務に係る業務(18歳未満の場合は児童相談所の業務)	12				576	7,900	1.0			1直営	6市(現行通り)	法令に基づき引き続き実施	児童相談所 相談判定係 025-230-7777	
0604015	知的障害者相談援助業務	知的障害者福祉法に規定する相談援助業務 → 知的障がい者更生相談所兼務に係る業務	12				576	3,950	0.5			1直営	6市(現行通り)	法令に基づき引き続き実施	児童相談所 相談判定係 025-230-7777	
0604016	一時保護所運営業務	児童福祉法第33条の規定による、児童の一時保護を行う施設の管理運営業務	12				14,665	87,400	8.0	11.0		1直営	6市(現行通り)	法令に基づき引き続き実施	児童相談所 一時保護係 025-230-7777	
0604017	庁舎管理業務	児童相談所等福祉施設の維持管理業務	03				28,248	2,200	1.0			3一部委託等	清掃、受付、常駐管理等を総合管理業務として委託	6市(現行通り)	総合管理業務委託を継続(H27.6までの長期継続契約)	児童相談所 管理係 025-230-7777
0604018	庶務業務	課の庶務業務	02				7,900	1.0				1直営	6市(現行通り)	市全体の方向性による	児童相談所 管理係 025-230-7777	